

平成28年 第2回(12月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

平成28年 第2回(12月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

平成28年第2回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 12月2日(金曜日)

会 期 1日間

閉 会 12月2日(金曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
12	2	金	本会議	10時	開 会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 <ul style="list-style-type: none"> ・採決 閉 会

平成28年第2回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

平成28年12月2日(金) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番
- 第2, 会期の決定
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)
- 第4, 議案の委員会付託
- 第5, 議案第 56 号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第 57 号 篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第 58 号 平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について
- 第8, 議案第 59 号 平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第9, 議案第 60 号 平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第10, 議案第 61 号 平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第11, 議案第 62 号 平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
56	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
57	篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
58	平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
59	平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
60	平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
61	平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
62	平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

平成28年 第2回 臨時会 会議録

招集日時 平成28年12月2日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志		
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

9番 阿 部 寛 治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長 佐 伯 和 久 次 長 松 岡 秀 策

開会 午前10時00分

○副議長(阿高 紀幸) おはようございます。

本日は、阿部 寛治 議長が病気入院中で欠席のため、地方自治法106条1項により、私、副議長が議長を務めます。

また、定足数に達しておりますので開議は成立いたします。

臨時会に入ります前に、三浦町長、4期目の当選おめでとうでございます。

私ども町議会もですね、目標が一つ、篠栗町の夢のある未来の発展のために、これからの問題点や課題を是は是、非は非として、活発な議会にしていきたいと思っておりますので、三浦町長を頭として、町職員とともにですね、これから先、町の発展のために尽力したいと思いますので、今後ともご指導ご鞭撻よろしく願いいたします。

おめでとうでございます。

ただいまから、平成28年第2回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、議長において12番 荒牧 泰範 議員、1番 古屋 宏治 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、12月2日の1日間としたいと思いますが、これに異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第56号から議案第62号までの7議案でございます。

ほかに報告1件が提出されております。

それでは、議案第56号から議案第62号を一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

本日、平成28年第2回の臨時会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、

ご出席賜り誠にありがとうございました。

また、ただいまは、副議長から有り難いお言葉をいただきまして、どうもありがとうございました。

11月13日の町長選挙におきまして再選され、11月30日から新たな任期をスタートしたところでございます。

議員の皆様におかれましては、今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

就任の挨拶と、これからの4年間に向けた私の思いは、12月定例議会にて申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、提案理由に入ります。

本臨時会に提案しております議案は、議案第56号から議案第62号までの7議案でございます。

議案第56号及び議案第57号の2議案は、本年8月8日の人事院の給与改定に関する勧告に伴い、国に準じた措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第56号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

改正の主な内容は、一般職の給料表について、民間給与との較差を埋めるため、給料月額を平均0.17%引き上げるものであります。

また、民間の支給状況等を踏まえ、一般職の勤勉手当及び特別職の期末手当について、それぞれ0.1月分を上げるとともに、扶養手当について、配偶者に係る手当を減額し、子に係る手当を上げるものであります。

議案第57号は、「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

改正の内容は、期末手当を0.1月分引き上げるものであります。

議案第58号から議案第62号までの5議案は、人事院勧告に伴い、人件費を増額補正するものであります。

議案第58号は、「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について」であります。

本議案は、人事院勧告により、国に準じた措置を講じるため予算を補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ973万3,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ95億3,000万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、普通交付税973万3,000円を増額補正するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費といたしまして、973万3,000円を増額補正するものであります。

議案第59号は、「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」であります。

歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億9,720万5,000円とするものであります。

議案第60号は、「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」であります。

歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億199万8,000円とするものであります。

議案第61号は、「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」であります。

第3条予算の支出に26万5,000円を追加し、第3条予算の支出総額を7億9,486万7,000円とするものであります。

議案第62号は、「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について」であります。

第3条予算の支出に38万6,000円を追加し、第3条予算の支出総額を5億664万8,000円とするものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第56号から議案第62号までの議案を一括議題といたします。

お諮りします。

本日、上程されました議案の委員会付託については、議案付託表のとおり、議案第56号と議案第57号までにつきましては、所管の総務建設常任委員会に付託し、議案第58号から議案第62号までの補正予算につきましては、議長除く11人で構

成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することを決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正・副委員長については、申し合わせのとおり、委員長は 6 番 今長谷 武和 議員、副委員長は 5 番 村瀬 敬太郎 議員です。

それでは、この後、条例審査を先に行いますので、総務建設常任委員会の方は直ちに委員会室にお集まりください。

終了後、引き続き、予算特別委員会を全協室にて行いますので、他の皆様は、全協室で待機をお願いします。

では、本議会の暫時休止をいたします。

休止 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 53 分

○副議長(阿高 紀幸) 本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第 5、議案第 56 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員での常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 56 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例及び篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、平成 28 年 8 月 8 日の人事院勧告に伴い、国に準じた措置を講じるため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、

- 1、一般職給料表について、民間給与との較差を埋めるため、給料月額を平均約 0.17%引き上げるもの。
- 2、一般職勤勉手当について、民間の支給状況を踏まえ、0.1月引き上げるもの。

平成28年6月期は改定なしで0.8月、12月期は0.1月引き上げて0.9月となり、平成29年度以降は、6月、12月期ともそれぞれ0.05月引き上げ、0.85月となります。

3、特別職期末手当について、0.1月引き上げるもの。平成28年6月期は改定なしで1.525月、12月期は0.1月引き上げて1.775月となり、平成29年度以降6月期は0.05月引き上げ1.575月、12月期も0.05月引き上げ1.725月とするものであります。

実施時期は、平成28年4月1日に遡って適用されます。

また、扶養手当について、配偶者は現行1万3,000円を平成29年度は1万円に、平成30年度以降からは6,500円へ減額。

子は現行6,500円を平成29年度は8,000円、平成30年度以降からは1万円に増額するものであります。

実施時期は平成29年4月1日から適用されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

賛成多数と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第57号「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第57号「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じるため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、期末手当を0.1月引き上げるものです。平成28年6月期は改定なしで1.55月、12月期は0.1月引き上げ1.65月。平成28年度以降は、6月、12月期とも0.05月引き上げ1.6月とそれぞれになります。

なお、この条例は、平成28年4月1日に遡って適用されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでちょっと訂正させていただきます。

先ほどの議案第56を賛成多数と申しましたが、1人議員があんまり早かったの
で見落としてしまい、全員賛成でございますので訂正させていただきます。

申しわけございません。

日程第7、議案第58号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第58号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について」

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ973万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ95億3,000万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づきます人件費973万3,000円を増額補正するものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税973万3,000円を増額補正するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することを賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第59号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第59号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,720万5,000円とするものであります。

す。

歳出につきましては、人事院勧告に基づきます人件費 37万5,000円を増額補正するものであります。

歳入につきましては、繰入金のうち職員給与費等繰入金 37万5,000円を増額補正するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいま委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することをことに賛成の方は、ご起立願います。

はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第60号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第60号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ22万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億199万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づきます人件費 22万5,000円を増額補正するものであります。

歳入につきましては、繰入金のうち事務費繰入金 22万5,000円を増額補正

するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（阿高 紀幸） ただいま委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第61号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第61号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既定の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の総額に収益的支出26万5,000円を増額し、収益的支出の予算総額を7億9,486万7,000円とするものであります。

補正予算の内容は、全て人件費の補正であります。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金等で補填するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第62号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第62号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について」

本議案は、既定の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の総額に収益的支出38万6,000円を増額し、収益的支出の予算の総額を5億664万8,000円とするものであります。

補正予算の内容は、全て人件費の補正であります。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金等で補填するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

お疲れさまでございました。

閉会 午前11時13分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会副議長

阿高 紀幸

篠栗町議会議員

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

古屋 宏治
